**コラム****⑦　協同組合の運営原則**

**第３原則　組合員の経済的参加**

国際協同組合同盟（ICA）には、日本を含む百カ国以上の協同組合が参加し、その組合員数は延べ10億人を超えます。ICAは1995年に「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を出し、協同組合の定義・価値・原則を示しました。

協同組合原則の第３原則は、公平な出資や剰余金の使い方など組合財産の民主的管理についての指針です。

【必要な資金はみんなで出しあう】

協同組合の事業を営むには、元手資金が必要になりますから、組合員みんなが資金を出しあわねばなりません。これを「出資」といいます。

出資は、全員が同額を出資するのではなく、その出資の目的や、組合を利用する程度に応じてみんなが出資するという「公平」の考え方に基づきます。

必要な資金を借入金で賄う方法もありますが、借入利息で組合経営が圧迫されたり、借入先からの支配を受けたりすることにつながりかねません。ですから、組合員みんなの出資を基本とすることは、協同組合の自主性を保ち、組合員本位の事業をすすめていくうえでとても大切なことなのです。

【剰余金はみんなのために使う】

収益と費用の差を、一般に「利益」といいますが、協同組合ではちょっと違います。組合員が組合をたくさん利用し、役職員が事業の合理化や経費の節約に努めた結果として生まれたものですから、協同組合では「剰余金」と呼んでいます。「お金をもうけた」のではなく、「お金が余った」というわけです。

剰余金は、みんなの努力で生まれたものですから、その使いみちについて、第3原則では公平に組合員全体の利益につながるよう三つの方法をあげています。

第一は、準備金として積み立て、協同組合自身の発展のために使う。

第二は、組合員がそれぞれ組合の事業を利用した度合いに応じて割り戻す。

第三に、地域社会の発展や地域のみんなの生活の向上に結びつくような、誰もが納得のできるようなことがらに対して支出する、というやり方です。

【みんなの財産、みんなで管理】

協同組合の財産は、出資金をはじめ、剰余金や準備金などすべてがみんなの協同活動の成果ですから、例えば、剰余金をどのように使うかは、協同組合のトップの判断で決めることは許されず、組合員が参加する総会、総代会の場で議論し、そこで決定します。

このように、公平な出資をみんなが行い、組合の財産の使いみちをみんなで決めることから、「経済的参加」というわけです。

（2025国際協同組合年全国実行委員会　事務局

：一般社団法人　日本協同組合連携機構）